育児休業開始時賃金月額証明書作成依頼書

医　院　名	
フ リ ガ ナ	
育児休業者名	
フ リ ガ ナ	
変更前の氏名	
氏名変更年月日	
出 産 日	
育児休業開始日 （出産後 58 日目）	令和　　年　　月　　日 出産日 ＋ 産後 8 週（56 日）→ 57 日目より育児休業 ※出産日の翌日から数えて 8 週間経過後の翌日が、育児休業開始日。
フ リ ガ ナ	
育児休業者の住所 又は居所	〒 TEL（　　）　　－
毎月の賃金締切日	毎月　　日締　　日払
1週間の 所定労働時間	1週　　時間　　分

添付書類

- 賃金台帳
- 勤務表
- 母子手帳（子の保護者及び出生届出済証明のページ）の写し
- 就業規則の写し（休業時賃金の支払がある場合）
- 健康保険被保険者証、運転免許証、住民票、その他の氏名の変更の事実を確認できる書類の写しのいずれか（氏名変更がある場合）